

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月12日

支出負担行為担当官

高知労働局総務部長 伊藤 研一

1 調達内容

- (1) 件名 令和8年度高知労働局管内6官署電力供給契約
- (2) 内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 需要場所 仕様書による。
- (4) 使用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

2 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結にあたって必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由のある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、『高知労働局が定める電力供給事業者に対するCO₂排出量に関する基準』を充たす者であること。
- (4) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「四国」地域の「物品の販売」で「A」、「B」、又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 令和8年1月30日以前1年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律などの厚生労働省所管法令及び他の法令違反で有罪判決を受けていないこと。
- (8) 労働保険に加入しており、かつ、労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納がないこと）。
- (9) 資格審査書類及び添付書類に虚偽の記載をしていないと認められる者であること。
- (10) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。

3 入札及び契約事項を示す場所等

(1) 入札説明書等の交付方法

交付期間中に電子調達システムよりダウンロードを行うこと。なお、郵送等による配布を希望の場合は、下記担当者までその旨の一報を入れること。

(2) 入札説明書等の交付期間

令和7年12月12日（金）から令和8年1月30日（金）（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前9時から午後4時（正午～午後1時を除

く。)まで

(3) 参加申請書(証明書等)提出期限

令和8年1月30日(金)午後4時まで

(4) 上記事項に関する問い合わせ先

〒781-9548

高知県高知市南金田1-39

高知労働局総務部総務課会計第一係 谷

TEL 088-885-6021

4 入札・開札の日時と場所

(1) 入札書の受領期限

令和8年2月2日(月)正午まで

(2) 開札の日時及び場所

令和8年2月3日(火)午前9時30分から高知労働局別館2階201会議室で行う。

5 電子調達システムの利用

本案件は、電子入札で行う。なお、電子調達システムによりがたき者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

また、契約方法については、やむを得ない理由がある場合を除き、電子契約で締結する。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成する。

9 落札者決定方法

(1) 本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類及び支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書、役員等名簿及び自己申告書を提出しなければならない。また、契約担当官等から当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 電話、ファックス、電報、電子メール等による入札は認めない。
- (4) 正当な理由なくして遅刻した者は、入札に参加することができない。
- (5) その他の詳細については入札説明書による。
- (6) 今般の一般競争入札において、契約書を除くすべての提出書類（契約関係書類）について押印を不要としているが、担当者等から提出される書類については、事業者として決定した正式な書類と判断する。なお、押印を省略した書類に虚偽等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取等を適用する場合がある。